

浦安市告示第18号

浦安市街灯補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市街灯補助金交付要綱（昭和55年告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「20万円」を「10万円」に改め、同号イ中「8万円」を「5万円」に改め、同号ウ中「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第2項中「2基」を「1基」に改める。

別記第1号様式中

「

1基ごとの工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額（1基につき8万円限度）
円	×2/10	円	円
円	×2/10	円	円
合計			円

」

を

「

1基の工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額（10万円限度）
円	×2/10	円	円

」

に、「（8万円）」を「（5万円）」に、「20万円」を「10万円」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。